

行政評価に関する意見書

平成25年度

平成26年3月

佐倉市行政評価懇話会

目次

I. はじめに	1
II. 行政評価懇話会 活動状況	2
III. 行政評価に関する意見	3
1. 施策評価に関する全体的な意見	3
2. 市民部防災防犯課の施策に関する意見	5
(1) 防災体制が整備されたまちにします	5
(2) 安全に暮らせるまちにします	9
3. 産業振興部産業振興課の施策に関する意見	11
(1) 商店街が元気なまちにします	11
(2) さまざまな企業の活動の盛んなまちにします	14
(3) 企業誘致を促進し、既存企業の新たな展開を促進します	15
(4) 雇用が安定したまちにします	16
(5) 住んでよし、訪れてよしのまちにします	18
4. 市民部自治人権推進課の施策に関する意見	20
(1) 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	20
(2) ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	23

I. はじめに

佐倉市行政評価懇話会は、第4次佐倉市総合計画前期基本計画に位置づけられた57の基本施策の取組の方向性及び手段を調査、検討し、その実効性を高めるために設置された会議です。

佐倉市の行政評価については、平成19年度に設置された行政活動成果評価懇話会において、第3次佐倉市総合計画後期基本計画（平成18年度～22年度）の実施状況や、第4次佐倉市総合計画における評価のあり方などについて審議がなされ、平成23年度までに行政評価に関する意見書が5回にわたり提出されています。

佐倉市行政評価懇話会は、佐倉市行政活動成果評価懇話会の活動を引き継ぐ形で平成24年7月に設置され、昨年度は福祉部、健康こども部に関する施策を中心に議論を行い、意見をまとめました。本年度は、市民部、産業振興部所管の基本施策について調査・検討し、その結果を本意見書にまとめました。他市町村の例等も参考にして、佐倉市が行う行政サービスの価値を高めるために役立つと思われる事項を、第三者としての視点又は市民としての視点から提案させていただきました。

担当部局におかれましては、施策及び事業の立案や業務の見直しなどにおいて、当懇話会の提案を参考にいただき、積極的に改善に取り組まれることを期待いたします。

なお、本意見書の作成にあたり、多くの職員の皆さまのご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

佐倉市行政評価懇話会
委員長 武藤 博己
副委員長 目等 洋二
委員 浅田 孝
委員 宇田川 光三
委員 神 陽子
委員 高橋 正昭
委員 吉村 真理子

II. 行政評価懇話会 活動状況

佐倉市行政評価について (平成25年度第1回会議・・・7月31日)
平成24年度行政評価の報告および平成25年度の行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択を行いました。
佐倉市行政評価について (平成25年度第2回会議・・・8月26日)
意見交換対象施策評価について事務局(企画政策課)から説明を受け、意見交換を行いました。
施策評価について (平成25年度第3回会議・・・9月24日)
防災防犯課所管施策評価について意見交換を行いました。
施策評価について (平成25年度第4回会議・・・10月1日)
自治人権推進課所管施策評価について意見交換を行いました。
施策評価について (平成25年度第5回会議・・・10月15日)
産業振興課所管施策評価に関する意見交換を行いました。
施策評価について (平成25年度第6回会議・・・10月28日)
第3回・第4回における議論の意見整理を行いました。
施策評価について (平成25年度第7回会議・・・11月11日)
第5回における議論の意見整理を行いました。
施策評価について (平成25年度第8回会議・・・12月16日)
意見書作成にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成25年度第9回会議・・・3月10日)
意見書作成にあたっての意見交換を行いました。

Ⅲ. 行政評価に関する意見

1. 施策評価に関する全体的な意見

○評価書の充実

施策評価書の作成にあたっては、読み手は市民であるという認識を持って、施策の概略や現状、進捗度、課題点などが、わかりやすく記述されていなければならないと考えます。特に、施策の達成目標や、目標に向かってどのように取組を実施していくのかなどについては、特に分かりやすい具体的な記述が求められます。

数枚の評価書で事業内容の詳細を記述することは難しいかもしれませんが、受益者であり納税者である市民が施策を理解するための資料という認識を持って、わかりやすい説明に努めることが重要です。

○指標の充実

施策目標と成果指標を合致させることが非常に重要です。適正な指標の設定は、懇話会として数年来要望していることですが、施策評価書をみると、施策の目指すべき方向性を示すものとはいえない指標が散見されました。現在設定されている指標の再点検を行い、指標と目的の合致、わかりやすさを意識した指標の設定などに努めてください。

○現状のサービス水準の確認について

現在市が行っているサービスの水準が適正であるかの判断にあたっては、客観性を高めるために、類似団体や近隣他市等の状況の把握に努め、佐倉市の水準と比較してください。

地方財政を取り巻く環境や少子高齢化などの社会状況等を踏まえると、現在のサービスをそのまま維持していくことは困難であり、時代環境の変化に対応した見直しが必要になることが予想されます。現状の行政サービスの目的・効果などを確認した上で市の財政状況、人口推計、市民ニーズなどを十分にふまえて目標を設定すべきです。

○総合計画、行政改革との連携

行政評価は、評価を行うことが目的ではなく、評価結果を活用し、事務事業の改善や制度の改革に結びつけることが必要です。また、総合計画の進捗状況をしっかりと捉え、今後の施策の推進に生かしていくことが重要です。

定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりを進めるために、行政評価により前期基本計画の進捗状況を確認し、更には第5次行政改革大綱及び行政改革実施計画をふまえた見直しを進めてください。

これらの作業を、前期基本計画が終了する平成27年度までに、しっかりと行い、後期基本計画へと繋げていくことが必要です。

○評価の公表

第4次総合計画は、平成23年度に開始してから3年が経過します。前期基本計画の進捗管理の方策として、それぞれの施策について、指標の達成度、懇話会の意見とそれに対する担当課の方針、今後の方向性、総合的な評価などをまとめた『(仮)佐倉市総合計画の進捗状況報告書』を作成し、佐倉市の取り組む施策の目標や進捗状況を市民に周知することを検討してください。

報告書を作成するにあたっては、パブリックコメントの実施などにより市民に意見を求め、今後の取組に生かすことも検討してください。

○事業評価

事業評価は、実施した事業の成果や事業の実施に係るコストを説明する資料であり、実施計画の見直し、予算案の作成などに活用することが期待されますが、現状では十分に生かしきれていないと思われます。各事業は施策を達成するための手段です。事業評価の実施にあたっては、事業の成果が施策の進捗に結びついているかといった点を重視しつつ、評価項目・内容の簡素化を図ったうえで、実施計画の進捗管理、予算編成に活用するように努めてください。

○横断的な施策展開

今年度、防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課との意見交換を行った施策は、その目的達成において他の施策(総合計画57基本施策)と連携を必要とするものばかりです。総合計画を進めていくにあたっては、関連する施策を所管する各部課との連携を十分とった上で進めてください。

2. 市民部防災防犯課の施策に関する意見

(1) 基本施策5「防災体制が整備されたまちにします」について

ア. 施策の概要

章	第2章 快適で、安全・安心なまちづくり～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～
基本施策	5 防災体制が整備されたまちにします
施策	1 防災に関する知識・意識の普及を図ります 2 地域における災害への備えを支援します 3 災害に備えた体制を整備します
基本的な方針	自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。 また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。
事業数・方向性	24事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【防災体制の見直し】

東日本大震災は、自治体や住民に多くの新しい課題を投げかけました。市町村の役場の倒壊や職員の被災により、災害対策の指揮がとれない自治体、住民データが失われたことにより震災からの復旧に手間取った自治体、更には、住民と市役所が遠隔地に移転せざるを得ない自治体がありました。このような最悪の事態を想定し、市役所が災害対応の司令塔としての役割を果たし続けるための準備を怠ってはならないと考えます。防災計画の見直しを含む災害対応体制の抜本的な見直しを行うとともに、市民間の協力体制の構築を進めてください。

また、大災害の場合は、隣接市町村も同様に被災しているという想定が必要です。東日本大震災では、遠隔地の自治体や企業、NPO等からの支援が有効だったことから、地域内だけでなく、遠隔地の自治体や企業等との常日頃の交流・連携を強め、災害に強い佐倉市を目指してください。

平成25年10月の台風26号の災害対応では、自治会や事業所等の協力による臨時避難所の開設や、社会福祉協議会による炊き出しが行われ、災害後の片付けなどでも、市民が主体となった様々な活動が見られました。このように地

域や団体が活躍する災害対応の事例があることを、他の地域にも周知するように努めてください。

○事業についての個別論点

◆防災啓発施設整備事業

市民防災啓発センターは、防災意識の啓発のための施設として、地震体験室や消火訓練室、煙体験室などを備えていますが、地震体験車の修理の影響等により、この2年間利用者が減少しています。

東日本大震災をはじめとする過去の災害を契機として、市民の防災に対する意識も高まり、自治会等を中心に実施される防災訓練は、より実践に近い訓練内容となるなど充実してきています。今後、市民防災啓発センターの利用状況や施設の老朽化等を踏まえ、その役割や機能について見直しを行う必要があります。

◆防災啓発事業

大規模災害が発生した場合、初期段階では大きな混乱が予想されます。避難所は市職員の手で開設するものだという考えに固執すると対応できない事態となることも想定されます。地域住民、自治会等、自主防災組織等が避難誘導や避難所の開設などに関わることも想定し、災害発生時における自主防災組織の役割の検討や災害対策マニュアルの充実など、きめ細かい対策が必要です。初期段階で命を守ることを最優先に、自助、互助、共助の意識づくりや体制づくりを進めることが必要です。まずは普段から、自らの命は自らで守ること、そのために備えることを徹底して市民に伝えてください。

また、佐倉市内には水害やがけ崩れが起こりやすい地域が点在しています。災害発生の可能性が高い地域を事前に把握し、的確な情報収集や速やかな避難指示、避難所開設が行える体制作りが必要です。市民が自宅周辺の土砂崩れや水害発生箇所などの危険箇所を把握できるように、災害が発生したときの対応方法、避難経路、避難所情報などが一目でわかるパンフレットを作成し、市民に配布することも有効と思われます。市民が自分の避難先を知っているかどうか、市民意識調査などにより把握し、対策を行うことが必要です。

◆自主防災組織支援事業

自主防災組織への支援については、災害時に十分に機能するよう、設立段階だけでなく設立後も、世代交代による引継ぎや組織体制の強化など、行政による継続したサポートが必要です。資機材の提供などとあわせ、組織の現状把握を行うとともに、市民の防災意識向上のための啓発メニューを提供することが

望まれます。あわせて、自主防災組織内のリーダーの育成なども必要です。

佐倉市の自主防災組織率は年々上がっていますが、防災訓練の参加人数が少ない地域や、自治会等の加入率が低い地域が見受けられます。これらの地域では、実際に災害が発生した際に、自主防災組織が有効に機能するための支援が必要です。特に、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等の災害時要支援者に対するサポートが重要です。災害に強いまちとは、しっかりとした支え合いのあるまちであると考えます。

◆防災対策計画事業

台風などはある程度予測と備えが可能です。地震やゲリラ豪雨などは事前予測が困難です。できる限り平時に対応を想定しておく必要があります。

また、避難誘導及び避難所運営においては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、帰宅困難者などの多様な避難者を想定する必要があります。また、自宅、学校、会社など様々な場所での被災を想定したきめ細やかな対応が求められます。防災計画の改定を含む、災害体制の抜本的な見直しが必要です。計画改定など見直しにあたっては、福祉部局などの関連部局と十分に連携を図ってください

なお、気象情報等で被害の可能性が予測される場合は、空振りを恐れず、最悪の事態を想定して災害対策本部や避難所の早期開設などを行うことが不可欠です。また、緊急時に判断を迷うことがないように、判断基準となる数値を設定することも有効と考えます。

◆災害情報伝達事業

市では災害時の臨時FM放送資機材の準備など、情報発信体制の整備を行っていますが、災害発生時は、会社、家庭、学校などで、家族がばらばらになることが想定されます。災害時の安否確認などができるような方策も必要です。

◆防災施設整備事業

防災行政無線の整備については、整備率が100%になるまで、今後何年もかかる状況であり、加えてデジタル化への移行も必要となります。今後の整備にあたっては、地域の災害発生状況や、設置効果などを総合的に判断して計画的に整備を進めるとともに、防災メール、防災ラジオ、臨時FM放送など、多様な情報伝達手段の拡充を行い、全世帯に情報が伝わるように努めてください。

○指標について

「自主防災組織の組織率」や「防災無線の設置率」など、100%が最終目標となるような指標については、今後何年間で最終目標を達成する予定なのかを示すことで、指標をより効果的に活用することができます。

また、佐倉市の防災対策がどの程度の水準なのか、市民が客観的に判断できるように他市の状況を掲載するなど、説明資料の充実が望まれます。

(2) 基本施策6 安全に暮らせるまちにします

ア. 施策の概要

章	第2章 快適で、安全・安心なまちづくり～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～
基本施策	4 安全に暮らせるまちにします
施策	1 犯罪の防止を図ります 2 交通安全対策を推進します
基本的な方針	<p>犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防災意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。</p> <p>また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。</p>
事業数・方向性	3事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

安心して暮らせる社会の構築は、多くの地域住民の願いであり、安定した生活の基盤となるものです。特に、子どもの安全・安心については関心が高く、取組の充実が必要となっています。市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、身近な犯罪への不安は解消されていません。

防災防犯課では青色防犯パトロールの実施や、街頭防犯カメラの設置、防犯資器材の貸出しなど、防犯の為の様々な対策に取り組まれています。それらを継続的に進めるとともに、佐倉市スクールガード（アイアイプロジェクト）や地域団体などの、住民が行う防犯活動と連携していくことが必要です。犯罪被害を減らすためには、何よりも、目に見える具体の取り組みが重要であり、地域のまちづくり活動などを盛んにすることが、安全に暮らせるまちづくりに大きく寄与すると考えます。複数の施策の相乗効果を意識した取組や指標の設定も必要と考えます。

○事業についての個別論点

◆地域防犯活動推進事業

➤ 防犯パトロールの効果的な実施（地域のネットワークづくり）

防犯パトロールの効果的な実施に向けて、犯罪発生地とパトロール実施地区を一つの地図上に表示し、地理的状況、犯罪発生時間帯など情報を総合的に整理、把握する必要があります。現時点において、パトロールを実施する必要性が低い場所、実施済みの場所、実施が望ましいが未実施の場所などを把握し、

今後の活動に生かすべきです。

また、地域の防犯団体などがパトロールを実施していますが、少人数の団体も多く、その取組だけでは限界もあるため、行政、警察、学校などが情報の共有や協力体制をつくる必要があります。

臼井小学校では、臼井ふるさとづくり協議会が主体となって子ども防犯教室を実施し、警察や学校などと協力して、子どもたちに分かりやすい防犯指導を行っています。このような事例を参考に、地域での自助、互助、共助の取組を推進してはいかがでしょうか。

➤ 危険箇所の把握

まちの魅力を高めるという観点で、空き地や空き家対策、危険箇所の把握と解消に取り組むことも防犯につながります。

管理が行き届かずに荒れた空間があることは、放火をはじめとする犯罪が発生する危険性を高め、地域住民の不安を増大させることから、空き地・空き家対策が求められています。まずは現状を把握することが必要ですが、空き家の状況の把握にあたっては、件数だけではなく、対象となる建物の区分（建て方、構造、階数）、その状況（外壁、窓ガラス、出入り口の状況）、敷地の状況（門扉、塀、雑草の状況）、倒壊の危険性、周辺の環境などを調査することが必要です。自治会等や地域住民などと協力しながら空き家となった理由まで、できる限り詳細に状況把握をしていく必要があります。また、空き地・空き家の状況に加えて子どもが怪我をする頻度の高い場所、空き巣等が多い地域、交通事故が頻発する道路など危険性の高い場所を認知し、ハザードマップとして整理することも必要です。

➤ 高齢者をターゲットにした犯罪について

近年、振り込め詐欺やリフォーム詐欺、押し売り、押し買いなど、高齢者を狙った犯罪が増加しています。市内の犯罪傾向を把握し、犯罪発生率を抑制するために効果的に啓発活動を推進する必要があります。高齢者との関わりのある各種団体や事業者等とも連携を図り、より効果的な取組につなげてください。

2. 産業振興部産業振興課の施策に関する意見

(1) 基本施策3 商店街が元気なまちにします

ア. 施策の概要

章	第4章 「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
基本施策	商店街が元気なまちにします
施策	1 魅力ある商業地を形成します
基本的な方針	『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。 また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。
事業数・方向性	5事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【主体的な取組の促進】

商店街の活性化のためには、個々の商店の充実が最も重要であり、各商店が元気で経営が安定していることが、その集合体である商店街の活性化の土台となります。

高齢化の進行等により地域住民の生活を支える役割に対する期待も高まっており、地域住民のニーズにきめ細やかに対応した品揃えを行い、積極的に地域への情報発信を行うなど、消費者が欲しいものを手に入れることのできる魅力的な商店にしていくことが必要です。

また、イベントなどを通じて観光的魅力を高めることで、まず交流人口を増やす取組を実施し、結果として買い物人口も増加させていく方法なども検討する必要があります。市内の商業及び商店街の活性化のためには、まずは商業団体（商店会、商店街振興組合、事業協働組合、商工会議所）による主体的な取組が必要です。佐世保市にある商店会では、イベントを毎月実施するなど積極的な取組で集客に成功しています。このような成功事例を紹介するなど、商店会が事例をヒントに自主的に活性化に取り組むように働きかけてははいかがでしょうか。

【活性化への新たな取組】

「(仮称)商店街研究会」を立ち上げ、商店街活性化のモデル地区を選定し、

具体的な取組を実施することを提案します。例えば、北九州市黒崎地区では、中心市街地活性化協議会に市職員も加わり、まちづくりアドバイザーに意見をもらうなど、官民連携で取り組んでいます。また、チャレンジショップや空き店舗活用、相談窓口の設置、各種イベントの開催など、活性化の為に複数のメニューを総合的に実施しています。全国から佐倉市の地域性と類似している事例を集め、それを参考に、これまでにない新たな切り口による大胆な取組を検討してはいかがでしょうか。

【新しい経営者による商店街活性化】

女性や若者の起業を支援するための方策として、「小さなお店を持ってみたい」と考えている人が、きっかけをつかめるような環境を整備すべきです。コミュニティカフェにおける棚貸しなどの手づくり品販売の場の提供や、チャレンジショップ※の開設、起業支援事業といった方策により、環境整備を進めるべきです。また、NPOなどによる空き店舗の活用なども商店街活性化のきっかけとなります。NPOと商店会の連携など、外部の力を積極的に生かす方法の検討を、商工会議所などの主導によって進めるように促すことを提案します。

※チャレンジショップ…空き店舗を活用し、お店を始めたい方に安価な家賃で一定期間貸し出しを行う制度。

○事業についての個別論点

◆街中にぎわい推進事業

➤ 補助金のメニューについて

多種類の補助メニューを用意していますが、平成24年度の実績をみると活用されている補助メニューは、一部であるように見受けられます。地域によって商店会の状況は様々であることから、それぞれの実情に応じた取組を促してはいかがでしょうか。

➤ 効果的なイベントの実施

街中にぎわい推進事業における各種イベントの開催は、日常的な来客増加につなげるための手段のひとつですが、イベント自体が目的化してしまう可能性があります。臼井ふるさとにぎわい祭やユウカリフェスタは、魅力的なイベントですので、今後の継続実施にあたってはイベントが目的化しないようPDCAサイクルを生かした効果的な実施を促してください。

また、商店会とその周辺自治会等が連携することで、災害時の対応や高齢者の買い物支援、防犯対策といった様々な地域課題の解決に向けて、効果をあげ

る可能性があります。自治会等が主催する地域のイベントとの連携など、商店街の活性化に効果をもたらす様な商店会と自治会等の連携方策を検討してはいかがでしょうか。

なお、商工会議所は地域における商工業の総合的な発展のみならず、広く社会一般の福祉を増進することも目的としています。商工会議所が地域のイベントの広報活動を担うことなど、一定の役割を果たすことで、更に集客力のあるイベント開催が可能となり、地域活性化につながることも考えられます。

(2) 基本施策4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします

ア. 施策の概要

章	第4章 「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
基本施策	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
施策	1 企業の連携による地域経済の振興を図ります 2 中小企業の経営安定を図ります
基本的な方針	商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。 また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります
事業数・方向性	8事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【伝統工芸の存続について】

課題として、「伝統工芸について、後継者不足による技術・技法の消失」が懸念されていますが、組紐などの伝統工芸を守り伝えていくためには、購入しやすい価格帯の商品開発や、学校の授業への導入、趣味として市民が楽しめる講座の開催など、裾野を広げる取組も効果的と思われます。「城下町佐倉」のイメージと結び付る取組や、市の歴史的伝統を守る取組を観光の観点も踏まえて実施してはいかがでしょうか。

また、新しく地域で生まれた工芸や作家を育てていくことで、将来の伝統工芸を創り出すという可能性もあります。若手作家が活躍できる場の提供などを検討してはいかがでしょうか。

【中小企業の課題分析】

中小企業が連携するための取組を検討する際は、各企業の経営状況や課題分析が必要です。その結果を踏まえ、同じ悩みを抱える企業同士が業種を超えて集える場である工業団地連絡協議会、商工会議所工業部会の活用を図ってはいかがでしょうか。また、類似課題を解決した実績を持つ企業の事例を、悩みを抱える企業に紹介することで、企業間の連携が促進されるのではないかと考えます。

(3) 基本施策5 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

ア. 施策の概要

章	第4章 「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
基本施策	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します
施策	1 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します 2 企業を促進します
基本的な方針	企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います
事業数・方向性	3事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【佐倉市の客観的評価】

企業誘致に取り組んでも、新規企業の進出が少なく、既存企業が撤退するなど、思うような成果を挙げられない自治体が多い中、誘致制度開始後 11 社が進出するなど、新規企業の立地が促進されていることは、評価できます。

今後は、近隣市や圏央道周辺自治体などの企業誘致や企業立地の状況などを把握し、比較、分析を行うことで、企業にとって佐倉市に立地する魅力は何かを改めて検証することが必要です。

【新たな企業誘致の視点】

助成制度の拡充により、相応の税収効果を上げていることを評価します。

今後の取組として誘致エリアの拡大を掲げています。誘致する企業の業種、業態や規模によっては、市民への周知効果もある鉄道駅周辺エリアなどにも目を向けてはいかがでしょうか。また、若者にとって魅力ある雇用の創出を意識し、学校、研究所等も含め、まちの活性化につながる事業者の誘致、起業支援にも取り組んではいかがでしょうか。

【市内事業所の維持】

市内事業所数は、佐倉市が重点施策として掲げる定住人口の維持につながる指標です。市外からの新規企業の誘致に努める一方、既に市内に立地している事業者と日頃から連携を深め、雇用拡大に繋がる投資を呼び込むように継続的に努力することも忘れてはならない視点ではないでしょうか。

(4) 基本施策6 雇用が安定したまちにします

ア. 施策の概要

章	第4章 「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
基本施策	雇用が安定したまちにします
施策	1 就業の促進、雇用の安定を図ります
基本的な方針	国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します
事業数・方向性	5事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【雇用の現状】

就職相談の内容の分析などを通じ、求職者の希望業種、年齢別の失業率など、市内における失業者の状況や近隣市との比較などの現状分析を行うことが必要です。あわせて、市内の企業の社員募集状況など、受け皿となる企業の現状を把握することも必要です。

【人材育成と雇用に関する支援策】

「雇用が安定したまち」とするためには、雇用の流動化に耐えうる人材育成も重要な視点です。雇用に関する情報提供に加えて、能力開発につながる講座などの実施を提案します。(講座には、雇用につながる効果的なメニューが必要です。需要の高い資格や受講者の希望する日程などの情報を収集した上でカリキュラム等を検討してください。)それにより、雇用がないために都内などへ流出している20、30代の定住促進につながることも期待されます。

【多様な人材の活用】

生産年齢人口が減少するなかで、雇用の促進に関する施策においても新たな視点が必要です。高齢者、女性、障害者などの能力を改めて見直し、活躍の機会やきっかけを提供する取組を検討していくことが今後必要となると考えます。

若者については、ひきこもりなどニート対策が課題として存在しています。本来、主要な働き手である年代の力を活用することは、市としても重要な取組であるはずで、ちば北総若者サポートステーションなどの相談窓口がありますが、より身近な場所での対応が効果的です。企業のインターンシップや就業体験の場を市内で設定するなど、ニート対策の事業を市として積極的に取り組

んではいかがでしょうか。

また、高齢者も貴重な人材です。生きがいを感じながら働き続けられる仕事の開発など、就労意欲のある高齢者の活躍の場を生み出すことができれば、社会を支える労働人口を増やすことにもつながります。

女性の活用は現在、国においても重要な施策として取り上げられています。結婚・出産を機に職場を離れた女性に就労の機会を提供するなど、積極的な施策を展開し、わかりやすく市内外に周知することが、選ばれるまちづくりにつながる可能性もあります。

障害者の雇用推進については、市としてチャレンジドオフィス※を設けるなど積極的に取り組んでいる実績を評価します。今後は市内事業者に、成功事例を紹介し、同様の取組を促すことが必要であると考えます。

※チャレンジドオフィス…就労機会が少ない知的障害者の方に就労の場を提供し、一般企業等への就職を支援する。

(5) 基本施策7 住んでよし、訪れてよしのまちにします

ア. 施策の概要

章	第4章 「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
基本施策	住んでよし、訪れてよしのまちにします
施策	1 観光拠点などを充実させます 2 観光行事を充実させます 3 人材や団体の育成を支援します 4 市のPR 及び観光情報の収集・提供を行います
基本的な方針	本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。 また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います
事業数・方向性	9事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

【観光地としての魅力さがし】

佐倉市の街並みや城下町の鉤の手になった道や、農産物や花など、市民にとってはあたりまえで見慣れたものも観光スポットやお土産となる可能性があります。以前から地域にあるものを、新たな視点で洗い出してみることが必要です。他の土地の観光スポットやお土産品を調べ、比較してみることも有効です。特に、観光客数が近年増加した自治体が、なぜ、観光地として有名になったのか、情報発信はどのように行っているのかなどを調べてみることも重要です。

観光地としての魅力探しは、まず一段階として、佐倉市の観光地としての魅力は何かを把握することです。市民意識調査などで、市民がどのように捉えているのかを把握するとともに、市外、県外からみた佐倉市の魅力を、ネットを活用し、転入転出届の提出時のアンケートなども利用して調査することが必要です。

次に、第二段階として、観光スポットとお土産、食事などの点を結びつけて、観光コースとなるように情報発信していくことが必要です。

更に、第三段階として、市内の名所、旧跡を巡る市民の数を増やすなど、市域内での交流人口を増加させるアプローチが必要です。市西部の志津地区と東部の佐倉地区の間で、人の行き来が少ないと思われます。まずは市民が市内の観光スポットを知る機会を増やすことが効果的です。

佐倉市の観光については、「資源をうまく活用できていない」、「お土産や食事する場所が少ない」などが、長年の課題となっています。外国人も含めた観光入込客数が増加するなど、これまでの取組は評価できますが、今後の更なる発展のためには、市役所全体として力を入れて推進する必要があります。総合施策として全体をプロデュースする組織も必要です。また、観光施策は民間企業など多様な主体との関わりが必要となることから、多様な業種にまたがる数多くの事業者との連携が重要となります。市単独で施策に取り組むよりも、官民を挙げたプロジェクトの体制を構築するよう、外部人材の活用や、専門企業への委託なども検討してみてもはいかがでしょうか。また、公共交通機関との連携も効果的と思われます。平成 25 年 9 月に京成電鉄株式会社の本社が東京都墨田区から市川市八幡に移転し、県内に本拠を置く企業になりました。これを好機と捉え、京成線沿線の観光振興という視点で、連携を強化してはいかがでしょうか。

また、各種観光事業の実施にあたっては、子どもたちの力を活用する視点を持って企画にあたることも大切です。また、子どもを含めたファミリー層をターゲットにすることは、定住促進にもつながります。

【国立歴史民俗博物館との連携】

市内で最も集客力のある施設のひとつとして、国立歴史民俗博物館が挙げられます。来館者への情報提供・情報発信なども、可能であることから更に連携を図るよう努力を続けてください。

【成田国際空港の活用】

佐倉市の東 15 km に成田国際空港があります。外国人観光客のほか、近年、就航した LCC の利用者を誘致することも求められます。近隣自治体とも連携し、佐倉市を訪れる人の数を増やすための取組の検討を進めてください。

3. 市民部自治人権推進課の施策に関する意見

(1) 基本施策1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします

ア. 施策の概要

章	第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～
基本施策	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
施策	1 まちづくりに対する市民の関心を高めます 2 地域のまちづくり活動の環境を整備します 3 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 4 地域コミュニティ活動への支援を行います 5 コミュニティの活動拠点を確保します
基本的な方針	市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。 また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
事業数・方向性	6事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

自治会等への加入世帯数をみると、次（表）のとおり、佐倉市の全世帯数のうち、7割以上が自治会等に加入していますが、地域別にみると、千代田地区は9割を超えているものの根郷地区は7割を下回っている状況です。

地区	加入世帯数	全世帯数	割合
佐倉地区	9,233 世帯	12,857 世帯	72%
和田地区	544 世帯	767 世帯	71%
弥富地区	516 世帯	665 世帯	78%
志津地区	22,948 世帯	31,009 世帯	74%
臼井地区	10,159 世帯	13,028 世帯	78%
根郷地区	7,059 世帯	10,474 世帯	67%
千代田地区	3,714 世帯	4,049 世帯	92%
合計	54,173 世帯	72,849 世帯	74%

今後、人口減少、少子高齢化が進む中、災害発生時の対応や防犯活動などにおいて、住民による互助、共助の活動がますます重要となります。基本施策「地域のまちづくり活動が盛んなまち」の実現のために、自治会等の存在意義を再認識した上で、市内自治会等の現状を県内外の類似団体等と比較検討し、その上で、加入率の増加や地域のまちづくり活動の活性化に向けての方策を考える必要があります。

特に、30代、40代のファミリー層を含む若い世代が、地域づくりに参画するようなまちになることを目指していく必要があります。地域ごとの年齢構成、地域活動への参加状況などを把握し、積極的な取組を行っている自治会等や他市の例を紹介するなど、若い世代が自治会等に加入したいと思うような取組を推進する必要があります。

また、観光振興施策の場合と同様に、まちづくり活動においても、プロフェッショナルな外部人材を活用することにより、大きな進展が期待できます。他市でも多くの事例が見受けられますので、それを参考に、実績あるコンサルタントなどを含め、人材活用について検討してください。

○事業についての個別論点

◆自治会等活動推進事業

設立時期や年代構成、立地や人口規模など、それぞれの地区特性により、地域ごとに抱える課題が異なることが考えられます。個々の自治会等の抱えている課題などを把握して、ケースバイケースで対応していくことが必要です。共通の課題や、進んだ取組があれば、共有できるように、「情報誌」などを活用し、積極的に情報発信することが必要です。

◆地域まちづくり協議会事業

地域課題の解決のために地域の団体、組織が相互に情報を共有し、連携、協力しながら活動を展開していくために、まちづくり協議会の設立を進めていますが、引続き、制度説明などを通じて、市がスターターの役割を果たしていくことが重要です。また、既存のまちづくり協議会が発展的に継続し続けることができるように、団体としての自立性を高めながら、取り組むべき地域課題の再発見や新たな参加者の確保などに努める必要があります。

◆市民協働事業

地域活動や市民活動への支援にあたっては、各所属が個々に対応するだけでなく、市全体として支援方針を定め、その推進を図る体制の整備が必要です。また事業スタートアップ時における支援と、さらに発展的に自立性を高めるス

テップアップ時の支援メニューを別々に用意するなど、協働を促進する方策を検討していく必要があります。

(2) 基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします

ア. 施策の概要

章	第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～
基本施策	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
施策	1 市民公益活動に対する市民の関心を高めます 2 市民公益活動を促進する環境を整えます
基本的な方針	福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。 また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます
事業数・方向性	2事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

市民公益活動サポートセンターや佐倉市ボランティアグループなどに登録している団体を見ると、活動の分野や活動形態は様々です。ボランティア活動をひとくくりにして、画一的にとらえるのではなく、その自主性や主体性を十分に尊重しつつ、その特性が発揮できるような支援を行うことが求められます。

特に活動拠点の確保や構成員の高齢化など、ボランティア団体が抱えている課題点を把握し、自主的な活動が継続できるように側面支援することが必要です。

「ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまち」にするためには、ボランティアやNPOに参加する市民を増やす働きかけが重要です。ボランティア団体とボランティアをしてみたい市民とのマッチングや、若い世代の参加促進を目的とした、小中学生が主体的に関わる参加メニューや体験プランの提供などの機会の提供を図るべきです。また、それらの支援策を検討するにあたっては、市民が地域活動に参加している割合や参加した内容、参加しなかった理由などを市民意識調査などで、詳しく調査し、分析していくことが必要です。

また、佐倉市の施策体系では、自治会等の地縁団体に関する施策とNPOなどのテーマ型の活動に対する施策が別々の基本施策として整理されています。

地縁団体とNPOの活動は異なる要素も多く、二者の連携については他市でも課題として認識されていますが、まちづくりに真摯に取り組む中で活動内容がより近似していくことが考えられます。NPOによるコミュニティカフェの運営や、自治会等による放置自転車対策など、他市でも両者がお互いの活動領域に踏みこんで活動する事例が見られます。現在2つに分かれている施策が、将来的には同一の施策となることを想定した上で取組を進めることが必要です。